

# 日本産酒類の輸出促進に向けた取組

---



外務省  
2018年4月

○ 全世界223か所の在外公館等を最大限活用し, 以下の取組を実施。



情報発信の強化



輸出環境の整備

## 【情報発信の強化】

### 在外公館における日本産酒類の活用

#### レセプション等における積極的な活用

- ・在外公館では、任国要人との会食で提供したり、天皇誕生日祝賀レセプション等の大規模行事の際に日本酒で乾杯する等、日本産酒類を積極的にアピールし、行事参加者から高い評価を得ている。東日本大震災後は、特に被災地の日本酒・日本ワインを積極的に活用中。
- ・外務省では、在外公館からの調達希望を受けてコンクール受賞酒等の日本産酒類を調達・送付。平成23年からこれまで約101,900本の日本酒を、また、平成20年から約41,500本の日本ワインを送付。平成29年度購送数は日本酒約25,500本、日本ワイン約9,200本。
- ・平成29年度より、焼酎・泡盛の調達・送付を開始。

#### 在外公館長に対する研修の実施

- ・在外公館における日本産酒類の活用のための取組の一環として、平成23年から、在外公館長として赴任予定の者及びその配偶者等を対象に、赴任前研修において「日本酒講座」及び「日本ワイン講座」を実施。
- ・「日本酒講座」については国税庁・有識者団体(酒サムライ)、「日本ワイン講座」については日本ワインを愛する会事務局の協力を得て、日本酒及び日本ワインの魅力、会食での活用の方法等について研修を実施。

## 需要喚起

～ 魅力を知ってもらう～

### 「沖縄・泡盛PRイベント」

シンガポール, 2018年2月

宮腰内閣総理大臣補佐官出席の下、日本酒造組合中央会等の協力を得て、泡盛海外輸出促進プロジェクトのモデル事例として実施。現地沖縄レストランより沖縄料理も提供しつつ、国税庁、沖縄県事務所、泡盛マイスター協会より、沖縄と泡盛のPRを行った。



## 販路開拓

～ レストラン関係者やバイヤーにターゲットを絞る～

### 「日本酒プロモーションディナー」

ニュージーランド・ウェリントン, 2018年3月

在ニュージーランド大使公邸にて、JFC社との共催で、国会議員、政府関係者、レストラン関係者等を招き、日本酒プロモーションディナーを開催。

イベント後に、JFC社に対して複数のレストラン関係者等から商談のオファーが寄せられ、ビジネス機会の創出につながった。



## 輸出拡大

～ 受注に繋げる～

### 「奄美の黒糖焼酎のタペ」

ドイツ・ベルリン, 2015年10月

在ドイツ大使公邸にて、鹿児島県商工会連合会との共催で、ホテル・レストラン、卸・小売・飲食関係者等を対象に、奄美の黒糖焼酎をはじめ鹿児島の食材をPRするイベントを開催。

イベント後に複数の酒蔵がドイツの有名レストラン等から受注する等の成果を得られた。



## ジャパン・ハウス:

オールジャパンの対外発信拠点。サンパウロ(2017年4月開館),ロサンゼルス(12月一部開館),ロンドン(開館準備中)に創設。  
以下のような発信が実施しうる。

### 施設内における展示・販売

(既に実施済み)

ジャパン・ハウス内における展示・各種セミナー等の開催。物販スペース等での日本産酒類を含む優れた地方産品の販売。

### 海外におけるPR拠点

ジャパン・ハウス館内及びHPにおける地方産品等に関する広告活動の実施。

### 現地ネットワークの構築

ジャパン・ハウス事務局を介した現地関係団体とコラボレーションした企画の実現,現地におけるネットワークの構築。



昨年4月に開館したジャパン・ハウス サンパウロ内のショップにおいて,日本酒を始めとする様々な地域の産品を展示,販売中。

また,ロンドンでメディア向けに開催したジャパン・ハウスのプレ・オープニングイベントで日本酒を提供した他,大英博物館企画の北斎展と協力し,日本酒のポップアップバーを展開。ロサンゼルスにおいても,11月に行われた開館前レセプションで焼酎を1月の部分開館レセプションで日本酒を提供。

## 地方創生支援 飯倉公館活用対外発信事業

外務大臣と地方自治体の首長との共催で，駐日外交団等を飯倉公館に招き，地方の多様な魅力を内外に発信する事業。

○ 平成27年2月に開始し，これまでに14回実施。

平成27年 2月 3日	京都市	平成28年11月10日	和歌山県
平成27年 3月12日	福島県	平成29年 2月 1日	佐賀県
平成27年 7月23日	広島県・広島市	平成29年 3月23日	山口県
平成27年10月27日	三重県	平成29年 7月 3日	福岡県
平成27年11月12日	青森県	平成29年 8月 2日	岡山県
平成28年 2月 9日	香川県	平成30年 2月19日	高知県
平成28年 6月 1日	茨城県	平成30年 3月23日	北海道

## 外務大臣及び北海道知事共催レセプション (平成30年3月23日)

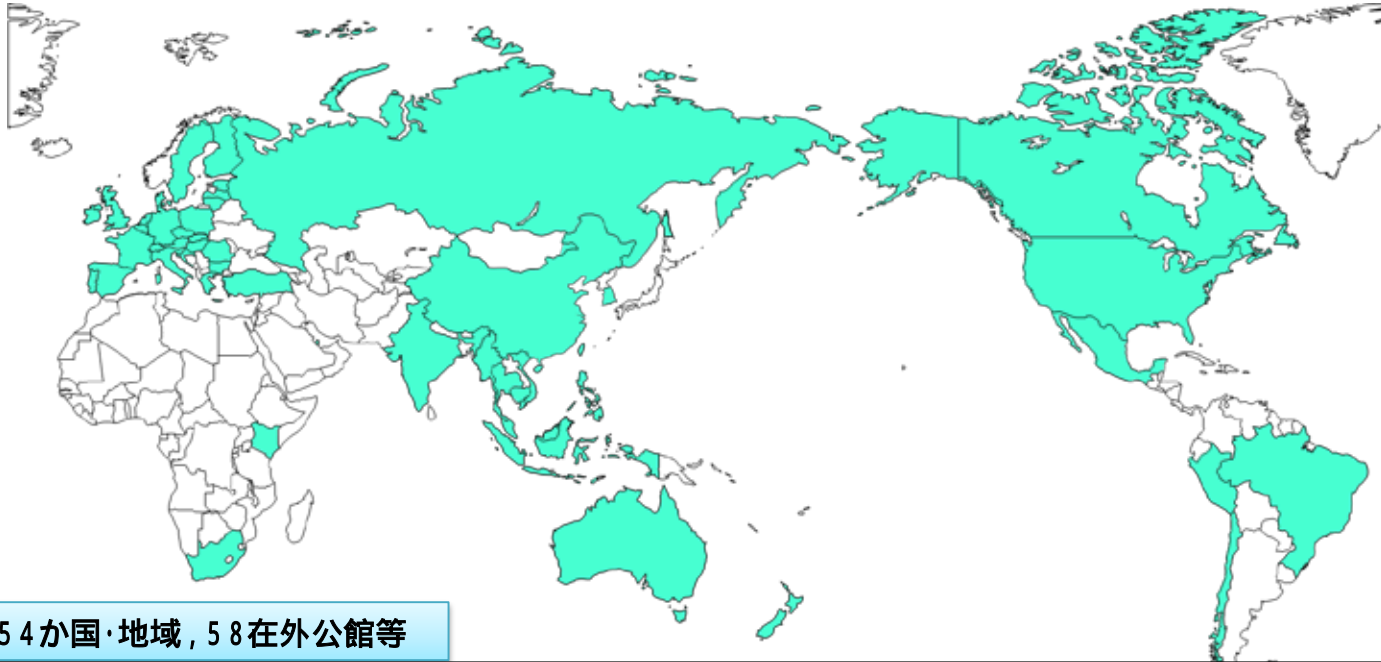
外務省飯倉公館にて，「地方創生支援 飯倉公館活用対外発信事業 外務大臣及び北海道知事共催レセプション」が開催され，駐日外交団，駐日外国商工会議所，観光関係者他約270名が参加。本レセプションにおいて，北海道産の地酒の試飲コーナーや，食や観光，デジタルコンテンツ等のPR，「アイヌ古式舞踊」のパフォーマンス等の企画を通じ，北海道の魅力を広く発信した。



## 【輸出環境の整備】

### 日本企業支援担当官(食産業担当)

- **日本企業支援担当官(食産業担当)**：日本の農林水産物・食品の輸出や食産業の海外展開に向けた取組を促進するため、2015年12月に設置。



#### 【設置公館】54か国・地域，58在外公館等

- アジア 15公館等(インド, インドネシア, カンボジア, シンガポール, タイ, 韓国, 中国, 上海(総領事館), 香港(総領事館), フィリピン, ブルネイ, ベトナム, マレーシア, ミャンマー, 台湾(公益財団法人日本台湾交流協会台北事務所))
- 大洋州 2公館(オーストラリア, ニュージーランド)
- 北米 4公館(米国, ニューヨーク(総領事館), ロサンゼルス(総領事館), カナダ)
- 中南米 4公館(チリ, ブラジル, ペルー, メキシコ)
- 欧州 28公館(アイルランド, イタリア, 英国, エストニア, オーストリア, オランダ, ギリシャ, クロアチア, スイス, スウェーデン, スペイン, スロバキア, スロベニア, チェコ, デンマーク, ドイツ, ハンガリー, フィンランド, フランス, ブルガリア, ベルギー, ポーランド, ポルトガル, ラトビア, リトアニア, ルーマニア, ルクセンブルク, ロシア)
- 中東 3公館(アラブ首長国連邦, カタール, トルコ)
- アフリカ 2公館(ケニア, 南アフリカ)

\* 輸出戦略上の重点国及びTPP参加国等に設置 7

## 【輸出環境の整備】

### 食産業担当への個別相談

#### ○ 具体的な相談内容(例)

- Ⅰ A国への進出を考えているが、現地の治安や政治・経済事情について教えてほしい。
- Ⅰ B国で食品安全に関する法律・規制の改正があったと聞いたが、概要や留意すべき点を教えてほしい。
- Ⅰ C国に地元の農水産物を売り込みたいと考えているが、大使公邸でプロモーションの機会を得られないか。
- Ⅰ D国への輸出プロセスでトラブルが発生した。現地当局の不当な対応が原因と思われるため、改善を申し入れてほしい。





## 【輸出環境の整備】

### 輸入規制の撤廃に向けた働きかけ

- 東日本大震災・東京電力福島第一原発事故後、計81か国・地域で放射性物質に係る輸入規制が導入された。
- 政府として、各国政府等に対し、日本の農林水産物・食品の安全性について正確な情報を発信するとともに、科学的根拠に基づき日本産食品等に対する輸入規制を緩和・撤廃するよう働きかけ。
- このような取組の結果、これまで計27か国が規制を撤廃。51か国・地域（EU加盟28か国、米国、UAE等）で規制緩和が実現。
- 他方、韓国、中国、台湾を含む6か国・地域において、輸入停止を含む規制が維持されている。このため、引き続き、輸入規制を維持している国・地域に対し、撤廃に向けた働きかけを政府一体となって粘り強く行っていく。

# 東京電力福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制(緩和・撤廃の動向)

撤廃年月	国名
2011年 6月	カナダ
6月	ミャンマー
7月	セルビア
9月	チリ
2012年 1月	メキシコ
4月	ペルー
6月	ギニア
7月	ニュージーランド
8月	コロンビア
2013年 3月	マレーシア
4月	エクアドル
9月	ベトナム
2014年 1月	イラク
1月	豪州
2015年 5月	タイ 一部野生動物肉除く
11月	ボリビア
2016年 2月	インド
5月	クウェート
8月	ネパール
12月	イラン
12月	モーリシャス
2017年 4月	カタール
4月	ウクライナ
10月	パキスタン
11月	サウジアラビア
12月	アルゼンチン
2018年 2月	トルコ

(計27か国)

緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容	平成30年 3月28日現在
2014年 6月	シンガポール	・輸入停止(福島県) 産地証明書添付で輸入可能(福島県の一部除く) ・検査証明書の対象地域及び対象品目が縮小(8都県 3県)	
11月	サウジアラビア	・輸入停止(12都県の全食品) 検査証明書等添付で輸入可能(47都道府県)	
12月	バーレーン	・検査報告書(47都道府県) 輸出実績証明書で輸入可能	
12月	米国	・検査報告書(3県)の対象品目が縮小	
12月	オマーン	・検査報告書(47都道府県) 輸出実績証明書で輸入可能	
2015年 2月	ブルネイ	・輸入停止(福島県) 検査証明書添付で輸入可能(一部品目を除く) ・検査証明書(福島県以外) 産地証明書(福島県以外)	
3, 4, 5, 8月	米国	・日本で出荷制限措置が解除された品目について、順次輸入停止を解除	
7月	ロシア	・輸入停止(8県の水産物) 青森県を解除(検査証明書添付で輸入可能)	
2016年 1月	EU加盟28か国	・検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小 (福島県の野菜, 果実(柿を除く), 畜産品, そば, 茶等を検査証明対象から除外等)	
1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 12月	米国	・日本で出荷制限措置が解除された品目について、順次輸入停止を解除	
2月	スイス, ノルウェー, アイスランド, リヒテンシュタイン	・2016年1月のEUの規制緩和に準じた規制緩和を実施	
3月	エジプト	・検査証明書の対象地域・品目を変更(11都県の全ての食品・飼料 7県の水産物)	
6月	ブルネイ	・輸入停止(福島県の食肉, 野菜, 果物, 水産物, 牛乳・乳製品) 検査証明書添付で輸入可能(福島県の全食品が検査証明書の対象に)	
6月, 9月	仏領ポリネシア	・2016年1月のEUの改正内容と同様の改正を実施(9月)	
7月	イスラエル	・輸入時サンプル検査の対象果及び対象品目が縮小	
7月	カタール	・検査報告書(47都道府県) 輸入時サンプル検査	
10月	ニューカレドニア	・輸入停止(12都県産の全食品・飼料) 解除(野菜, 果実(柿を除く), 畜産品, そば, 茶等について証明の添付も不要に)	
12月	UAE	・検査証明書の対象地域が縮小(15県 5県)	
2017年3月	レバノン	・出荷制限品目の輸入停止が解除(47都道府県の全ての食品・飼料について放射性物質検査報告書の添付で輸出可に)	
4月	ロシア	・青森県所在施設での水産物について、検査証明書の添付が不要に	
9月	米国	・福島県等5県産の牛乳・乳製品について、輸入時の(放射性物質に係る)安全性証明が不要に ・輸入停止(福島県等) 一部の品目の解除等	
12月	EU加盟28か国 上記EFTA加盟国もEUに準じた緩和を実施。	・検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小 (福島県のコム等検査証明対象から除外 等)	
2018年 1月	トルコ	・トルコにて実施される放射性物質についての全ロット検査の対象から切り花, 盆栽などの植物を除外	
3月	ロシア	・6県(岩手, 宮城, 山形, 茨城, 千葉, 新潟): 輸入停止措置を撤廃(ロシアにて, サンプル検査を実施) ・福島県: 輸入停止措置を解除(放射性物質等の証明書の添付が条件) ・福島県及び6県以外: ロシアにて, サンプル検査を実施	

# 東京電力福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制(現状)

平成30年  
3月28日現在

カテゴリー	アジア大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	計
輸入停止を含む規制	韓国 台湾 中国 香港 マカオ シンガポール						6 各国・地域
	6 各国・地域						
限定規制 (条件付きで輸出可) (*1)	フィリピン(*1) インドネシア ニューカレドニア 仏領ポリネシア ブルネイ	米国(*1)	ブラジル	EU28各国(*2) アイスランド スイス ノルウェー リヒテンシュタイン ロシア	ア首連 オマーン バーレーン レバノン イスラエル	エジプト モロッコ コンゴ(民)	48 各国・地域
	5 各国・地域	1 各国	1 各国	33 各国	5 各国	3 各国	
規制撤廃	ミャンマー(H23.6) ニュージーランド(H24.7) マレーシア(H25.3) ベトナム(H25.9) 豪州(H26.1) タイ(H27.5)(*3) インド(H28.2) ネパール(H28.8) パキスタン(H29.10)	カナダ(H23.6)	チリ(H23.9) メキシコ(H24.1) ペルー(H24.4) コロンビア(H24.8) エクアドル(H25.4) ポリビア(H27.11) アルゼンチン(H29.12)	セルビア(H23.7) ウクライナ(H29.4)	イラク(H26.1) クウェート(H28.5) イラン(H28.12) カタール(H29.4) サウジアラビア(H29.11) トルコ(H30.2)	ギニア(H24.6) モーリシャス(H28.12)	27 各国
	9 各国	1 各国	7 各国	2 各国	6 各国	2 各国	

81 各国・地域

(\*1) 輸入停止を含まないが証明書要求等の措置を講じている国・地域を「限定規制」と分類している(ただし、フィリピン、米国の2 各国については、輸入停止を含む措置が含まれているが、対象品目は日本の出荷制限品目を基準としているため、「限定規制」に分類)。なお、各カテゴリーの中でも規制の内容や対象地域・品目は国・地域ごとに異なる。

(\*2) EUは、EU加盟28 各国で同一の規制が課されている。

(\*3) タイは野生動物(イノシシ、ヤマドリ、シカ)の肉を除いて規制を撤廃。

(\*4) 下線を引いている国・地域は、震災後に一定の規制緩和が実現したことがある国・地域。

(参考: 各国の輸入規制の国際法上の根拠)

WTOの衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)上、各加盟国は、科学的な原則に基づき、人の生命又は健康等を保護するために必要な措置をとることができる。<sup>11</sup> 国際的な基準等に基づいて措置を取るのが原則とされているが、科学的に正当な理由がある場合等には、国際的な基準より厳しい措置を取ることも可能とされている。